

ガ ス 小 売 選 択 約 款
(業務用厨房契約)

令和 8 年 6 月 1 日実施

日 高 都 市 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 適用	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	3
9. その他	4
付則 1. 実施の期日	4

(別表)

1. 厨房機器としての適用対象とするもの	5
2. 適用する料金表	5

1. 適用

- (1) このガス小売選択約款（業務用厨房契約）（以下「この選択約款」といいます。）は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、当社と需給契約を締結したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款（以下「小売供給約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、小売供給約款の変更等に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売供給約款のみを変更する場合は、小売供給約款の規定によります。

3. 用語の定義

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源にガスを使用する調理用機器をいいます。
- (2) 「契約最大時間使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切捨て）
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める年間使用予定量をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」・・・消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」・・・基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (6) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」・・・基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約最大時間使用量が11立方メートル以上であること
- (2) 別表に定める第1群から第4群までの厨房機器を1台以上設置し使用すること
- (3) 契約年間使用量が契約最大時間使用量の300倍（小数点以下切捨て）以上であること。

5. 契約の締結

- (1) お客様は、この選択約款を承諾の上、所定の契約書を用いて、当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容の変更がある場合には、当社に対し厨房機器の使用設備を提示するものとし、当社はその内容に基づき、同一業種における厨房機器の使用状況、お客さまの過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約量を定めるものとします。

- ① 契約最大時間使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約最大時間使用量は原則としてガスメーターの能力と同一とします。ただし、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置の上、お客さまとの協議によって契約最大時間使用量を定めるものといたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12 ヶ月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の月の属する月の翌月を起算月として12 ヶ月目の月の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約又は契約内容の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12 ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または小売供給約款に定める一般契約への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による、解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません
- ((5)において同じ。)
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記の①、②算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

87,640円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9501 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0561 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所及び支社に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

(1) その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和 8 年 6 月 1 日から実施いたします。

2. この約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和 8 年 6 月分検針日までに支払い義務が発生する料金については、令和 8 年 5 月 31 日までに適用されるガス小売供給約款に基づき算定し、令和 8 年 7 月分検針日以降に支払い義務が発生する料金については、この約款に基づき算定いたします。

(別 表)

1. 厨房機器として適用対象とするもの

第1群	コンロ・レンジ類	コンロ、台付コンロ、中華レンジ スープレンジなど
第2群	炊飯器・ゆで麺器類 フライヤー	炊飯器、ゆで麺器、そば釜 フライヤーなど
第3群	湯沸器類、ボイラー類	小型・中型・大型湯沸器 貯湯式湯沸器、蒸気ボイラー 温水ボイラー
第4群	オーブン類、焼物器類 その他加熱調理機器類 食器洗浄機類	オーブン、スチームコンベクション オーブン、ベーカリーオーブン、 焼物器、餃子焼器、湯煎器、ホットブ レート、グリドル、サラマンダー、回 転釜、ティルティングパン、ブレイジ ングパン、スープケトル、食器消毒保 管庫、消毒槽、洗浄機など

2. 適用する料金表

2-1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2-2. 料金表（業務用厨房契約）（消費税等相当額を含みます。）

（１） 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	6, 930円
----------------------	---------

（２） 基準単位料金

基準単位料金	1 立方メートルにつき	149. 02円
--------	-------------	----------

（３） 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。